

(証券コード 5015)  
2022年3月4日

株 主 各 位

東京都品川区大崎一丁目11番2号  
ビーピー・カストロール株式会社  
代表取締役社長 小 石 孝 之

## 第45回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第45回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、極力書面またはインターネットによる議決権の事前行使をご検討いただき、株主総会当日のご来場はお控えいただけますようお願い申し上げます。

なお、議決権を事前に行使いただく場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2022年3月23日（水曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月24日（木曜日）午前10時  
（受付開始時間は、午前9時15分を予定しております。）
2. 場 所 東京都品川区大崎一丁目11番1号  
ゲートシティ大崎 文化施設棟地下1階 ゲートシティホール  
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項 第45期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件  
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.bpcastrol.com>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
- ◎ 議決権の代理行使をされる場合は、議決権を有する株主の方1名に限り、代理人として株主総会にご出席いただけます。この場合、委任した株主様の署名または記名押印のある委任状とともに、議決権行使書または本人確認が可能な書面を当社にご提出ください。
- ◎ 添付書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産は取り止めさせていただきました。何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

## <新型コロナウイルス感染防止への対応について>

当社第45回定時株主総会の開催にあたり、新型コロナウイルス感染防止への対応について、次のようにご案内いたしますとともに、株主の皆様のご理解及びご協力をお願い申し上げます。

### 1. 当社対応について

- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
- ・株主総会の運営スタッフは検温含め、体調を確認のうえマスク着用で対応させていただきます。
- ・株主総会の議事は、例年よりも円滑な進行となる方法を検討しております。

### 2. 株主様へのお願い

- ・株主様の感染リスクを避けるため、本年は株主総会へのご来場をお控えいただき、書面の郵送またはインターネット・スマートフォン等による議決権の行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。(議決権の行使方法の詳細につきましては、本招集ご通知4～5ページをご参照ください。)
- ・株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にもご留意いただき、くれぐれもご無理をなさいませんようお願い申し上げます。
- ・感染による影響が大きいとされますご高齢の方、基礎疾患のある方、妊娠されている方、体調のすぐれない方は、特に慎重なご判断をお願い申し上げます。

### 3. ご来場される株主様へのお願い

- ・ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ・ご来場の際には、会場に設置している消毒液をご利用いただきましてから会場にお入りくださいますようお願い申し上げます。
- ・会場受付付近で検温をお願いする場合がございます。その際、発熱があると認められた方にはご入場をお控えいただく場合がございます。また、体調不良と見受けられる株主様には運営スタッフがお声掛けさせていただきます、会場からの退室をお願いすることがございますので、予めご了承をお願い申し上げます。

なお、株主総会当日までの新型コロナウイルスの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により当社対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.bpcastron.com>)より、発信情報をご確認ください。併せてお願い申し上げます。

# 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

## 株主総会へのご出席



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

### 株主総会開催日時

2022年3月24日(木曜日)  
午前10時

## 書面の郵送



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到達するようご返送ください。

### 行使期限

2022年3月23日(水曜日)  
午後5時到着

## インターネット



パソコン、スマートフォン等から、次の議決権行使ウェブサイトアクセスし、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご登録ください。

議決権行使ウェブサイト▶  
<https://www.web54.net>

詳細は次頁をご覧ください。

### 行使期限

2022年3月23日(水曜日)  
午後5時まで

## インターネットによる議決権行使についての注意事項

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。インターネットにより複数回数、またはパソコン、スマートフォン等で重複して議決権を行使された場合は、最終に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱うこととしたします。

(1) インターネットでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル ☎0120(652)031 (受付時間9:00~21:00)

(2) 上記(1)以外のご照会(住所・株式数など)は、下記にお問い合わせください。

① 証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引先の証券会社あてにお問い合わせください。

② 証券会社に口座のない株主様(特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部 ☎0120(782)031 (受付時間 土日休日を除く 9:00~17:00)

# インターネットによる議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

行使期限

2022年3月23日（水曜日）午後5時まで

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告書



## パソコンをご利用の方

### 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス



ウェブ行使

<https://www.web54.net>  
「次へすすむ」をクリック

### 2 ログイン



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

### 3 パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

※ご自身で「パスワード」を設定されていない株主様は、新しい「パスワード」をご登録していただく必要があります。

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

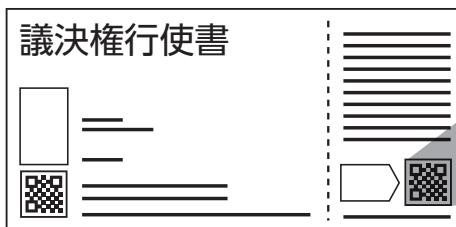


## スマートフォンをご利用の方（「スマート行使」のご案内）

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただく必要があります。

### 「スマート行使」ご利用イメージ



詳しくは同封の案内チラシ「スマート行使をご利用ください」をご覧ください

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社の利益還元策に関しましては、株主の皆様への利益還元を積極的に行うこととしており、当面の間フリー・キャッシュ・フローを基本に税引後利益を目安に配当として還元することとしております。

上記の方針に基づき当期の期末配当につきましては、1株当たり期末配当金を従来予想の37円より2円増額の39円とさせていただきたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 39円 総額 895,350,885円

なお、中間配当金として30円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき69円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年3月25日

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

(1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

(2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

（下線は変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p>（電子提供措置等）</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、<u>議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="379 182 521 213">附 則</p> <p data-bbox="397 284 503 314">&lt;新設&gt;</p>	<p data-bbox="979 182 1121 213">附 則</p> <p data-bbox="783 284 1226 314"><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <ol data-bbox="772 326 1342 994" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="772 326 1342 654">1. <u>現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></li> <li data-bbox="772 666 1342 828">2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</u></li> <li data-bbox="772 840 1342 994">3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></li> </ol>

## 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	こいし たかゆき 小石 孝之 (1959年12月7日生)	1990年7月 S.C.ジョンソン社コンシューマー事業部マーケティング・プロダクト・マネジャー 1993年7月 コールマン・リミテッド・ジャパン社入社マーケティング・マネジャー 1995年3月 ヘレン・カーチス・ジャパン社入社セールス・ダイレクター 1997年3月 スミスライン・ビーチャム社入社セールス・ダイレクター 2002年10月 ビー・ピー・ジャパン株式会社入社カスタロール事業部門コンシューマー担当ゼネラル・マネジャー 2003年1月 同社カスタロール事業部門セールス&マーケティング・ダイレクター カストロール株式会社代表取締役社長（現任） 2005年1月 当社専務取締役 2006年3月 ビーピー・ルブリカンツ株式会社代表取締役社長（現任） 2007年8月 当社代表取締役専務営業本部長 2008年3月 当社代表取締役副社長兼営業本部長 2011年1月 当社代表取締役社長（現任）	30百株
	《取締役候補者とした理由》 小石孝之氏は、2005年に当社専務取締役（現代表取締役社長）に就任し、培ってきた豊富な業務経験と経営全般に関する知見を当社経営及び営業活動に活かしており、引き続き取締役候補者としたしております。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	<p style="text-align: center;">ひらかわ まさのり 平川 雅規 (1971年12月15日生)</p>	<p>1994年 4月 エッソ石油株式会社入社  2002年12月 エッソ・タイランド (タイ) 出向シニアビジネスアナリスト  2005年 3月 エクソンモービル・フューエルズマーケティングカンパニー (アメリカ) 出向グローバルプランニング・アドバイザー  2010年 9月 エクソンモービル・アジアパシフィック (シンガポール) 出向アジアパシフィック・コマースャルビークルセールスマネジャー  2012年 6月 E MGマーケティング合同会社燃料油販売本部東京第一支店長  2014年 3月 東燃ゼネラル石油株式会社オフサイトビジネス・チームリーダー (和歌山製油所)  2015年11月 同社化学品本部企画管理部長  2017年 3月 当社入社サプライチェーン部長  2018年 3月 当社取締役サプライチェーン部長  2019年 3月 当社取締役副社長兼サプライチェーン部長  2020年 2月 当社取締役副社長  2021年 3月 当社代表取締役副社長 (現任)</p>	10百株
<p>《取締役候補者とした理由》  平川雅規氏は、2018年に当社取締役に就任し、2020年に取締役副社長に就任後は社長と共に経営全般の重要事項について、適切な意思決定及び職務執行の監督を果たし、2021年には代表取締役副社長として、bpグループのガイダンスの提供や戦略の調整にも深く関与し、当社の企業価値向上に貢献しており、引き続き取締役候補者としたしております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	わたなべ かつみ 渡辺 克己 (1964年1月6日生)	1996年 3月 カストロール株式会社入社 2000年 4月 同社経理部予算管理課長 2002年 7月 ビー・ピー・ジャパン株式会社パフォーマンス コントローラー 2004年 8月 同社パフォーマンスレポート＆フォーキ ャスティングマネジャー 2007年 3月 当社コントロールチームコントローラー 2011年 3月 当社財務経理部長 2014年 3月 当社取締役財務経理部長 (現任)	10百株
	《取締役候補者とした理由》 渡辺克己氏は、2014年に当社取締役に就任し、財務・会計・予算統制分野における豊富な業務経験と経営・管理に関する知見を当社経営に活かしており、引き続き取締役候補者としたしております。		
4	たつかわ ひでこ 達川 英子 (1968年4月27日生)	1991年 4月 株式会社東京銀行 資本市場第二部 2001年 5月 プライスウォーターハウスクーパース 2003年10月 同社マネジャー 2013年 7月 株式会社QVCジャパン人事部 HRビジネスパート ナーチーム ディレクター 2017年 7月 ライカマイクロシステムズ株式会社 人事総務 部 部長 2019年 9月 デロイトトーマツ人材機構株式会社 マネージ ングディレクター 2020年 6月 デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー 合同会社 マネージングディレクター 2021年 2月 当社入社HRマネジャー 2021年 3月 当社取締役 2021年 4月 ビーピー・ジャパン株式会社取締役 (現任) 2021年 7月 当社取締役人事総務部長 (現任)	一百株
	《取締役候補者とした理由》 達川英子氏は、2021年に当社取締役に就任し、長年の人事コンサルティング会社や外資系企業等で人事部門の要職を務めた豊富な経験と見識を活かし当社の企業価値向上に貢献しており、引き続き取締役候補者としたしております。		

- (注) 1. 達川英子氏の戸籍上の氏名は、水吉英子であります。  
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
3. 当社は、各取締役が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、各取締役候補者の再任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、新任候補者1名を含む監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	<p style="text-align: center;">あわい さちこ 粟井 佐知子 (1957年5月21日生)</p>	<p>1984年7月 米国食肉輸出連合会日本事務所入所 1991年1月 エスティ・ローダー株式会社入社 1997年3月 日本ロレアル株式会社入社 2004年11月 グラン株式会社 (LVJグループ) 入社 2012年5月 株式会社fitfit入社 2013年5月 ラ・プレリージャパン株式会社代表取締役社長 2019年1月 株式会社ニューポート INCOCO 事業部 General Manager 株式会社ハーベス 天然水事業部非常勤顧問 (現任)</p> <p>2019年6月 株式会社エー・ディー・ワークス社外取締役 (監査等委員)</p> <p>2020年4月 株式会社ADワークスグループ社外取締役 (監査等委員) (現任)</p> <p>2020年6月 インフォコム株式会社社外取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社ADワークスグループ社外取締役 (監査等委員) インフォコム株式会社社外取締役</p>	<p style="text-align: center;">- 100株</p>
<p>《社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要》 粟井佐知子氏は、長年にわたる外資系ブランドにおける一般消費者向け事業での経営者としての企業経営の経験と知見に加え、上場会社の監査等委員としての経験を有しており、多角的な視点から当社取締役会の監督機能強化の役割を果たし当社の持続的な企業価値向上に貢献して頂けるものと判断し、新任の監査等委員である社外取締役候補者としたしております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	<p style="text-align: center;">まつたけ なおき 松竹 直喜 (1958年6月30日生)</p>	<p>1987年4月 公認会計士登録 1993年3月 株式会社カズ・コーポレーション代表取締役(現任) 2003年6月 当社監査役 2016年3月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社カズ・コーポレーション代表取締役</p> <p>《社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要》 松竹直喜氏は、2003年に当社社外監査役(現監査等委員)に就任し、公認会計士としての豊富な知識と経験、知見の高さを監査に活かし、コーポレートガバナンスの強化及び監査体制の充実に貢献頂いていることから、引き続き見識と経験を活かした意思決定と監督を行っていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としたしております。</p>	10百株
3	<p style="text-align: center;">もちづき ふみお 望月 文夫 (1957年4月25日生)</p>	<p>1981年4月 東京国税局入局 2006年3月 東京国税局辞職 2006年6月 税理士登録 松岡大江伊勢税理士法人(現任) 2007年4月 青山学院大学専門職大学院会計プロフェッション研究科客員教授 明治大学専門職大学院会計専門職研究科兼任講師 2008年4月 上武大学ビジネス情報学部兼大学院教授 2009年9月 AGS税理士法人顧問(現任) 2010年4月 埼玉学園大学経済経営学部兼大学院教授 2018年3月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 2020年1月 ビズメイツ株式会社社外監査役(現任) 2021年4月 青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科特任教授(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) AGS税理士法人顧問 ビズメイツ株式会社社外監査役 青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科特任教授</p> <p>《社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要》 望月文夫氏は、過去に会社経営に関与された経験はありませんが、2018年に当社社外取締役(監査等委員)に就任し、税務実務の豊富な経験と知識に加え大学教授としての研究活動等を通じて培われた経営管理の専門家としての見識を活かし、当社の監査体制の充実に取締役会の監督機能に貢献頂いていることから、引き続き見識と経験を活かした意思決定と監督を行っていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としたしております。</p>	10百株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 粟井佐知子氏、松竹直喜氏及び望月文夫氏は、社外取締役候補者であります。
3. 松竹直喜氏の監査等委員である社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
4. 望月文夫氏の監査等委員である社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 当社は、松竹直喜氏及び望月文夫氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、粟井佐知子氏の選任が承認された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、各取締役（監査等委員）が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、各取締役（監査等委員）候補者の再任または選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。
7. 松竹直喜氏及び望月文夫氏は、当社の独立性判断基準（本招集ご通知18ページに記載のとおりです。）及び東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たし同取引所に届け出ており、両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。また、粟井佐知子氏も同様に当社の独立性判断基準及び同取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、独立役員として同取引所に届け出る予定です。

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
くりはら よしひろ 栗原 與宏 (1958年11月13日生)	1987年 4月 公認会計士登録 1987年 4月 T A C株式会社専任講師 商社、金融機関等向け会計・税務・監査役研修担当、国税局向け国際取引調査実務研修担当（現任） 2013年 4月 株式会社T R S代表取締役（現任）	一百株
《補欠の社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要》 栗原與宏氏は、公認会計士の資格を有しており、ビジネススクールの企業経営アドバイザーとして会計・税務・監査役研修や国際取引調査実務研修など専門分野での講義を通して培われた見識を活かし、当社の監査体制の充実と取締役会の監督機能に貢献頂けるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としたしております。		

- (注) 1. 栗原與宏氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 栗原與宏氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 栗原與宏氏が社外取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低限度額といたします。
4. 当社は、各取締役（監査等委員）が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、栗原與宏氏が正式に取締役（監査等委員）に就任した場合には、同氏を当該保険契約の被保険者に含める予定であります。
5. 同氏は当社の独立性判断基準（本招集ご通知18ページに記載のとおりです。）及び東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。

以 上

(ご参考)

### 取締役候補者の選任方針及び手続き

当社の取締役会の人数は、実効性ある経営体制及び取締役会における実質的な議論を確保するために、必要且つ適切な人数で構成することを基本としつつ、取締役会における多様性及び専門性の確保の観点にも十分配慮して決定されます。

取締役候補者を決定するに際しては、当社が属する業種・業態において、経営に強みを発揮できる人材、及び経営管理に適した人材等のバランスに配慮し、当社の業種・業態に相応しい、取締役会全体としての知識、経験、能力のバランス及び多様性を確保します。

取締役候補者は、以下の基準を充足する者であって、当社の経営ビジョン実現に貢献することができる知識・能力・経験を有した幅広い多様な人材の中から取締役会で決定するものとします。

- (1) 取締役として相応しい人格、見識及び高い倫理観を有し、企業経営及び事業運営を公正・的確に遂行し得る者。
- (2) 当社が属する業種・業態の事業運営に関する豊富な知識、経験を有する者。
- (3) ジェンダーや国際性、職歴、年齢の面を含む多様性を持つ者。

## 役員構成（予定）

第3号議案及び第4号議案の選任議案の承認が得られた場合、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む）が有する専門性・経験のスキル・マトリクスは以下のとおりとなります。

地 位	氏 名	取締役の主なスキル												
		社外取締役	独立役員	企業経営	ガバナンス	財務会計	人事労務	営業・マーケティング	技術・品質	国際経験	業界知見	ダイバーシティ	イノベーション	サステナビリティ
代表取締役社長	小石 孝之			●	●			●				●		●
代表取締役副社長	平川 雅規			●	●			●	●	●	●		●	●
取締役	渡辺 克己				●	●								
取締役	達川 英子				●		●					●		
取締役（監査等委員）	栗井 佐知子	○	○	●	●					●		●		
取締役（監査等委員）	松竹 直喜	○	○		●	●								
取締役（監査等委員）	望月 文夫	○	○		●	●								

## 独立性判断基準

当社は、社外取締役候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、以下の各項目のいずれにも該当しないと判断された場合、独立性を有していると判断します。

- (1) 当社の関係会社の業務執行者
- (2) 当社を主要な取引先とする者（直近事業年度における連結売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けた者）またはその業務執行者
- (3) 当社の主要な取引先（直近事業年度における連結売上高の2%以上の額の支払いを当社に行っている者）またはその業務執行者
- (4) 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者）またはその業務執行者
- (5) 法律事務所、監査法人、税理士法人、コンサルティングファーム等であって、当社を主要な取引先（直近事業年度における連結売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けた者）とする法人の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員）である者、または最近3年間に於いて業務執行者であった者
- (6) 当社から多額（※1）の金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等の専門家
- (7) 当社から多額（※1）の寄付または助成を受けている者またはその法人、組合等の団体理事その他の業務執行者
- (8) 上記（2）から（7）に過去3年間に於いて該当していた者
- (9) 上記（1）から（7）に掲げる者のうち重要な者（※2）の配偶者または二親等内の親族
- (10) 過去10年以内に当社の親会社または兄弟会社に所属していた者

※1 多額とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、法人・組合等の場合は、当該法人・組合等の連結売上高または総収入の2%を超えることをいう。

※2 重要な者とは、取締役（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）、執行役員及び部長職以上の使用人をいう。

(添付書類)

## 事業報告

(自 2021年1月1日)  
(至 2021年12月31日)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、デルタ変異株等による新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収まらず、度重なる緊急事態宣言等の発出・延長もあり、企業や個人の活動に制約が生じました。ワクチン接種の進展等を背景に、秋口には経済活動は正常化に向かいましたが、足元では新種変異株の拡大等、依然として新型コロナウイルス感染症の収束までの見通しは立っておらず、先行きは不透明な状況が続いております。

海外経済につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、回復の状況は国や地域によって差が見られました。感染症による内外経済への影響や金融資本市場の動向を注視する必要があり、予断を許さない状態が続いております。

原材料価格に大きな影響を与える原油価格の動向については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済停滞への警戒感の一方、エネルギー需要には底堅さが示され、さらにOPECプラスの協調減産が続いたことで需給タイト感が強く意識され、前年平均と比べ7割上昇となるなど厳しい経営環境は続いております。

自動車業界におきましては、小型・ハイブリッドの低燃費車並びに軽自動車引き続き消費者からの根強い支持を集めております。新車販売台数に関しましては、世界的な半導体不足の影響により10月の国内新車販売台数は前年同月比で3割の減少となり、1968年の統計開始以来過去最低となりました。通年でも対前年比1割の減少となった2020年度からさらに3%の減少となっています。

このような市場環境の下、自動車潤滑油ビジネスにおいては、主力ブランドをさらに強化するため、最新の省燃費車に向けた超低粘度オイルの導入、需要期におけるプロモーションの実施やeコマースの拡販に加え、bpグループが提唱する2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする“カーボンニュートラル”のコンセプトを訴求し環境問題にも取り組んでまいりました。

また、潤滑油以外でも、エンジン内部を手軽に洗浄できる「エンジンシャンプー」や、カーケア製品「カストロールプロシリーズ」へ年間を通して積極的な投資を行い、購入者の拡大を促進いたしました。

一方、ニューノーマルを踏まえた対応として、中長期的に持続可能かつ競争力ある事業を行うための組織改革後の、デジタルトランスフォーメーションを含む業務効率化をさらに推進いたしました。

成熟した市場環境にありながらも、高付加価値ブランドの拡大と新しい需要の創出を促進することで、市場の再活性化及び当社ビジネスの継続的な成長を目指してまいります。

これらの結果、当事業年度における当社の売上高は11,091百万円（前年同期比2.4%増）、営業利益は2,231百万円（前年同期比6.9%減）、経常利益は2,274百万円（前年同期比7.1%減）、当期純利益は1,547百万円（前年同期比0.7%減）となりました。

事業別	売上高	構成比
潤滑油の販売及びこれらに付帯する事業	11,091百万円	100.0%

#### (2) 設備投資等の状況

該当する事項はありません。

#### (3) 資金調達の状況

該当する事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

会社を取り巻く状況は、新型コロナウイルス感染症拡大の長期化によるサプライチェーンへの影響、金融資本市場の動向、原油をはじめとするエネルギー・資源価格の上昇と高止まり等、世界経済及び日本経済を下振れさせるリスクが引き続き懸念されています。

このような経済環境の下、自動車用潤滑油市場全体としては、ハイブリッド車の普及と電気自動車の台頭もあり、新たな需要の押し上げ要因は見当たらず、引き続き売上数量・売上高は減少傾向が継続すると予測しております。

この成熟化した市場において、あらたに作成した中期経営計画（2022-2026）の5つの戦略のもと、当社の強みを生かしながら長期的な信頼と価値を築きつつ、新たなカテゴリーへの挑戦も含めて事業ポートフォリオを拡大・再構築することにより収益基盤の更なる強化を目指します。また、持続可能で豊かな社会の実現に貢献するためにSDGsで示された社会課題解決に向けての取り組みからもたらされる既存の枠を超えた事業機会の創出や事業成長により、持続的に企業価値を向上し、更なる飛躍に向けての礎を築いてまいります。

- A. コアビジネスの強化
- B. ポートフォリオの最適化
- C. 新規ビジネス開発
- D. 脱炭素化とデジタル化
- E. 成長基盤の強化

#### (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
		第42期	第43期	第44期	(当期)第45期
売 上 高 (百万円)		12,681	12,534	10,829	11,091
経 常 利 益 (百万円)		2,462	2,552	2,448	2,274
当 期 純 利 益 (百万円)		1,649	1,697	1,558	1,547
1 株当たり当期純利益 (円)		71.85	73.93	67.86	67.42
純 資 産 (百万円)		11,122	11,025	10,969	10,932
総 資 産 (百万円)		14,151	13,875	13,857	13,569

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号2018年2月16日)を第43期の期首から適用しており、第42期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

#### (6) 重要な親会社及び子会社の状況

##### ① 親会社に関する事項

当社の親会社はビーピー・ピーエルシーであり、その子会社であるカストロール・リミテッド、カストロール・リミテッドの子会社であるティー・ジェイ株式会社を通じて、当社の株式を間接的に14,896千株(株式所有比率64.8%、議決権所有比率64.9%)保有いたしております。

当社は、ビーピー・ピーエルシーとbpブランド製品商標権に関する「Intellectual Property License Agreement」を、カストロール・リミテッドとbp及びCastrolブランド製品商標及び製造・販売に関する「Intellectual Property and Technology License Agreement(ライセンス契約)」を締結しており、カストロール・リミテッドに対して契約に定めたロイヤリティを支払っております。

この他、当社はビーピー・ピーエルシーのグループ会社2社との間で、企業倫理、健康・安全等に関するノウハウを主軸とした包括的サービス契約（Management Service Agreement）及びITサポート、品質管理ノウハウ、市場調査等に関するサービス契約（Service Agreement）を締結しており、両社に対して契約に定めた業務委託料を支払っております。

② 親会社との間の取引に関する事項

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、ロイヤリティについては、世界的なブランド力と技術力に対する対価として一般的な市場でのレンジを参考に価格交渉のうえ、その他の取引については取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないことに留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適切に決定しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、親会社からの独立性確保の観点を踏まえ、社外取締役からも適切な意見を得ながら、支配株主との取引に関する東京証券取引所が定めるルールに準拠した上で、当社独自の経営思想のもと取締役会における多面的な議論を経て当社及び少数株主の利益を害さないよう決定しております。

事業運営に関しましては、日本の自動車用潤滑油市場においてbpグループのブランド商品の販売を一手に引き受け、当社独自に策定した経営方針や事業計画に基づき、独立した上場企業として経営及び事業にあたっております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の社外取締役の意見

該当する事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

該当する事項はありません。

④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当する事項はありません。

(7) 主要な事業内容

事業	主要商品
潤滑油の販売及びこれらに付帯する事業	bp ブランド : Vervisシリーズ Super Vシリーズ EDGE (エッジ) シリーズ Castrolブランド : Magnatecシリーズ Magnatec Professionalシリーズ

(8) 主要な事業所

名称	所在地	名称	所在地
本社	東京都品川区	名古屋オフィス	名古屋市港区
札幌オフィス	札幌市中央区	大阪オフィス	大阪市淀川区
仙台オフィス	仙台市宮城野区	福岡オフィス	福岡市中央区

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
96名 (20名)	12名減 (2名増)	46.2歳	14.1年

(注) 臨時従業員数は ( ) 内に年間平均人数を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先

該当する事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 118,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 22,957,715株 (自己株式17,474株を除く。)
- (3) 株主数 9,689名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
カ ス ト ロ ー ル ・ リ ミ テ ッ ド	12,234,273 株	53.29 %
テ ィ ー ・ ジ ェ イ 株 式 会 社	2,661,748	11.59
日 本 自 動 車 整 備 商 工 組 合 連 合 会	1,144,512	4.99
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	894,100	3.89
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	231,300	1.01
鈴 木 育 男	110,000	0.48
三 島 泰	101,500	0.44
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	58,800	0.26
長 妻 和 男	50,000	0.22
中 本 辰 夫	45,000	0.20

(注) 持株比率は、自己株式17,474株を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項  
該当する事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	チャールズ・ポッスルズ	ビーピー・ジャパン株式会社代表取締役社長
代表取締役社長	小 石 孝 之	カストロール株式会社代表取締役社長 ビーピー・ルブリカンツ株式会社代表取締役社長
代表取締役副社長	平 川 雅 規	
取 締 役	渡 辺 克 己	財務経理部長
取 締 役	達 川 英 子	人事総務部長 ビーピー・ジャパン株式会社取締役
取 締 役 (監査等委員・常勤)	東 松 国 明	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	松 竹 直 喜	株式会社カズ・コーポレーション代表取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	望 月 文 夫	AGS 税理士法人顧問 ビズメイツ株式会社社外監査役 青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科特任教授

- (注) 1. 取締役（監査等委員）松竹直喜氏及び望月文夫氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）松竹直喜氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役（監査等委員）望月文夫氏は、税理士の資格を有しており、税務実務の豊富な経験と知識に加え大学教授としての研究活動等を通じて培われた経営管理の専門家としての見識を有するものであります。
4. 情報収集その他監査の実効性を高め監査・監督機能を強化するために、東松国明氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、取締役（監査等委員）松竹直喜氏及び望月文夫氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
6. 長浜靖子氏は、2021年3月25日開催の第44回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役（監査等委員）東松国明氏、松竹直喜氏及び望月文夫氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低限度額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者である取締役（監査等委員を含む）がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。

## (4) 取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

### ① 取締役の個人別の報酬等の決定方針の決定方法

#### a. 決定方針の決定の方法

当社は、2021年3月3日開催の取締役会決議によって方針を定めております。その後、2021年8月24日開催の取締役会において一部見直しを行っております。

#### b. 個人別の報酬等の決定方針の内容の概要

##### (a) 基本方針

当社の取締役の報酬は、効果的・効率的な経営を実現するとともに、ステークホルダーの期待に応えるため、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、配当連動報酬及び親会社のビーピー・ピーエルシー株式報酬により構成され、監督機能を担う監査等委員である取締役については、その職務に鑑み、基本報酬を支払うこととしております。

(b) 固定報酬の個人別の報酬額及び業績賞与の決定に関する運用方針

取締役の固定報酬は、取締役の役割等に応じた基本報酬と代表権や役付きなど責任に応じた責任加算給で構成しております。基本給与は、報酬テーブルに基づき決定した個人別の報酬を、役員報酬の算定ガイドラインに基づき個人業績、マーケットデータ、報酬等のコンパレシオ等に応じて前年度基本報酬を一定の範囲で増減させます。責任加算給は、責任別に定められた加算率で基本報酬に加算します。

(c) 配当連動報酬の算定方法に関する方針

配当連動報酬は、当期配当金を、当年度を含む過去3年間の配当金の平均で割った係数及び職位に応じて定めたターゲット（12%を上限とする）係数を基本報酬に乗じて算定します。

なお、当事業年度においては、配当連動報酬（2021年12月期の変動報酬より適用）へ制度変更する前の業績連動報酬により算定しております。業績連動報酬は、期首に設定した事業戦略の達成率を評価した当年度変動報酬係数及び個人別貢献係数を勘案し、基本報酬に乗じて変動報酬を算定します。当年度変動報酬係数の各要素の比重は、業績70%、戦略30%としております。変動報酬は、単年度業績の達成に応じたインセンティブとしていることから、事業の経営状況を表示する指標として選択した年度経常利益達成率の比重を事業戦略の達成率よりも高めに設定しております。

当事業年度における業績指標のひとつである経常利益目標は2,256百万円、実績は2,274百万円でした。なお、経常利益目標は2021年7月30日付で当初開示額である2,208百万円から2,256百万円に修正しております。

(d) 親会社のビーピー・ピーエルシー株式報酬

親会社の選定基準に基づき、bpグループへの貢献が認められた当社の業務執行取締役に対して、親会社の支給基準に基づきビーピー・ピーエルシー株式による報酬が支払われます。当社における評価への関与はありません。

(e) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定プロセス

個人別の取締役報酬については、代表取締役副社長、取締役人事総務部長、監査等委員会委員長で固定報酬、業績賞与、その他報酬決定に特別に考慮すべき事項、当年度配当連動報酬係数を審議し、個人別取締役報酬金額を代表取締役社長に諮問します。独立社外取締役3名で構成する監査等委員会は、社長に諮問する内容を取締役人事総務部長から説明を受け、株主目線など客観的に諮問金額を審議検討し、取締役会に検討結果を報告します。

なお、親会社からのビーピー・ピーエルシー株式報酬は、2019年5月27日付で日本公認会計士協会から会計制度委員会研究報告第15号「インセンティブ報酬の会計処理に関する研究報告」が公表されたことに伴い、取締役の報酬体系に組み入れております。

② 取締役の報酬等についての株主総会決議による定めに関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬等は、2016年3月25日開催の第39回定時株主総会決議に基づく年額4億円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)、監査等委員である取締役報酬等は、2016年3月25日開催の第39回定時株主総会決議に基づく年額6千万円以内を限度に算定しております。

なお、決議当時の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名、決議当時の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長小石孝之にその決定について委任するものとします。代表取締役社長は、上記①b(e)に基づく個人別諮問の内容及び監査等委員会の審議結果を尊重し決定します。委任しております理由は、会社全体の業績等を俯瞰しつつ、各取締役の担当分野における評価を諮問内容や独立社外取締役の意見と整合させながら判断するのは、代表取締役社長が最も適しているからであります。

なお、株式報酬は、親会社の支給基準に基づきビーピー・ピーエルシー株式による報酬が支払われるため、取締役会による決議は行わないことしております。

④ 当事業年度に係る個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度における取締役の個人別報酬等の内容の決定に当たっては、2021年3月25日の取締役会において、取締役人事総務部長から固定報酬及び変動報酬それぞれの加算額、変動報酬係数など報酬確定に係わる基本的な評価方針の提示を受け、当該方針について審議いたしました。同年4月6日の監査等委員会において、人事総務部長及び監査等委員3名で個人別報酬に関わる評価結果の確認を行った上で、同年4月8日の取締役会において監査等委員会の評価結果の報告がなされ、個人別の取締役報酬の最終決定は代表取締役社長に委任することを決定いたしました。取締役会もその報告を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 取締役の員数 (人)
		固定報酬	変動報酬	株式報酬	
取締役（監査等委員を除く。） （社外取締役を除く。）	66,050	45,298	17,218	3,533	6
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く。）	6,101	5,865	236	—	1
社外取締役（監査等委員）	4,444	4,188	255	—	2

- (注) 1. 上記には2021年3月25日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対する支給額を含んでいます。  
2. 親会社のビーピー・ピーエルシー株式報酬は、当年度に費用計上した報酬金額を表示しております。

(5) 社外役員等に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 先
取締役（監査等委員）	松 竹 直 喜	株式会社カズ・コーポレーション代表取締役
取締役（監査等委員）	望 月 文 夫	AGS 税理士法人顧問 ビズメイツ株式会社社外監査役 青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科特任教授

(注) 上記の重要な兼職先に記載している社外役員の兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役（監査等委員）	松 竹 直 喜	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回、監査等委員会19回のうち19回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。また、経営から独立し客観的な立場でコーポレートガバナンス、リスクガバナンスの観点を中心に助言・提言を行い、取締役会等に対する監督機能を果たしております。
取締役（監査等委員）	望 月 文 夫	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回、監査等委員会19回のうち19回に出席し、主に税理士及び経営管理の専門的見地から適宜発言を行っております。また、経営から独立し客観的な立場でコーポレートガバナンス、リスクガバナンスの観点を中心に助言・提言を行い、取締役会等に対する監督機能を果たしております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

### (3) 会計監査人の報酬等の額

- |                            |       |
|----------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額   | 32百万円 |
| ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 34百万円 |

(注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容の適正性、妥当性及び会計監査人の職務遂行状況並びにその品質管理体制を精査したうえ報酬見積りの算出根拠となる「監査時間」及び「報酬単価」の適正性の検証を行いました。さらに過去の報酬実績等と比較検討し、会計監査人の報酬等の額について妥当と認め、同意の判断をいたしました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人との間で、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、新収益認識基準の導入に関する助言業務を依頼しております。

### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

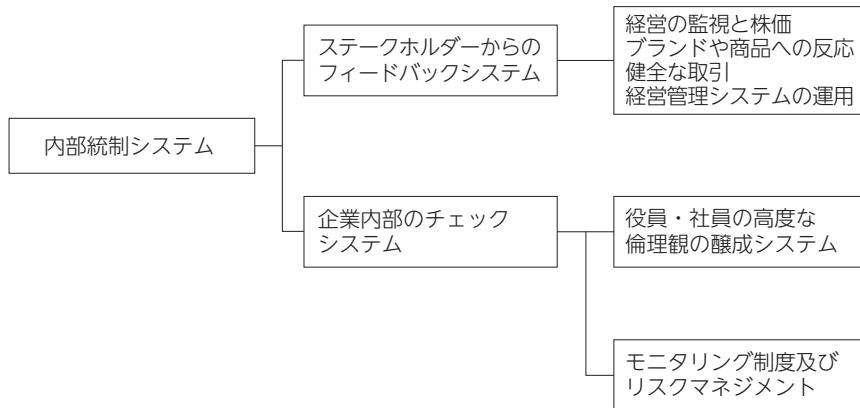
## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 内部統制に関する基本方針

当社は、企業統治に関わる基本方針をコーポレートガバナンスに関する基本方針として取りまとめ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指しております。その上で、内部統制システムの構築に当たり、企業経営における内部環境、外部環境に潜むリスクの発見及びその対応に重点を置き、また、内部統制システムの運用に関わる役員・社員の倫理観の醸成が企業経営の基盤であるとの認識の下、以下のとおり、「内部統制に関する基本方針」及び「内部統制体制の整備に関する基本方針」を定めております。また、両基本方針は、法令の新設・改変、社会的規範の変化及び社内体制の変化等に対応すべく、必要に応じて取締役会決議により改訂いたします。

#### ① 基本フレームワーク

当社の内部統制システムのフレームワークは以下のとおりであり、当該フレームワークに準拠して内部統制システムを継続的に運用し、経営の効率性とのバランスにおいてその有効性を常時維持するための施策を講じます。



## ② ステークホルダーからのフィードバック体制の構築

当社が経営の基盤と考えているステークホルダーからのチェックという側面では、株主との関係においては経営の監視と株価から、消費者との関係においてはブランドや商品への反応から、また、取引先との関係においては健全な取引の継続から、そして、社員との関係においては経営管理システム（人事制度、行動規範等）の運用から、各々のステークホルダーのフィードバックが得られると考えております。

ステークホルダーを対象とした各種調査の実施やフィードバック窓口等の設置によりステークホルダーからのフィードバックシステムを機能させるものとします。

## ③ 役員・社員の高度な倫理観の醸成

当社は、「bp行動規範」及び「HSSE基準」を制定しています。信頼される企業であるためには、倫理基準を設定し、日々の言動の中でそれを実践する必要があります。適切な企業行動こそが信頼を築き、関係する全ての人に有益な結果をもたらすからです。「bp行動規範」及び「HSSE基準」は、そうしたあるべき姿を求め責任を表明したものです。企業が行動に責任を持つことは、ビジネスの維持に不可欠な要素であり、発展の力ともなります。「bp行動規範」及び「HSSE基準」は、当社にとっての価値、倫理原則、リーダーシップフレームワークに基づいており、内部統制システムの基盤として位置づけるべきものと考えており、また、事業推進活動の基盤として、「bp行動規範」及び「HSSE基準」の浸透に努めております。

## ④ モニタリング制度及びリスクマネジメント

当社は、内部監査制度や予算統制制度、リスク調査などのモニタリング制度及びモニタリング基準としての各種規程、マニュアル類を整備しています。今後の事業環境、経営環境の変化にも対応できるよう効率かつ有効性の高いモニタリング制度の運用を目指しております。

また、専門チームを設け、リスク発生の未然防止及びリスク管理に取り組む体制を整備しております。そこでは、財務報告に係る内部統制が機能していることの監査・確認を行い、全社的な内部統制の状況及び業務プロセスの適正性をモニタリングし、結果は担当取締役及び監査等委員へ随時報告を行っています。また、安全で法令に準拠した信頼性の高い業務の遂行を最優先に考え、法令・規則の順守や情報共有の徹底を図り、それらの定期的な検証やプロセスの見直しを通じてリスク発生の未然防止・リスク管理の徹底を推し進めております。

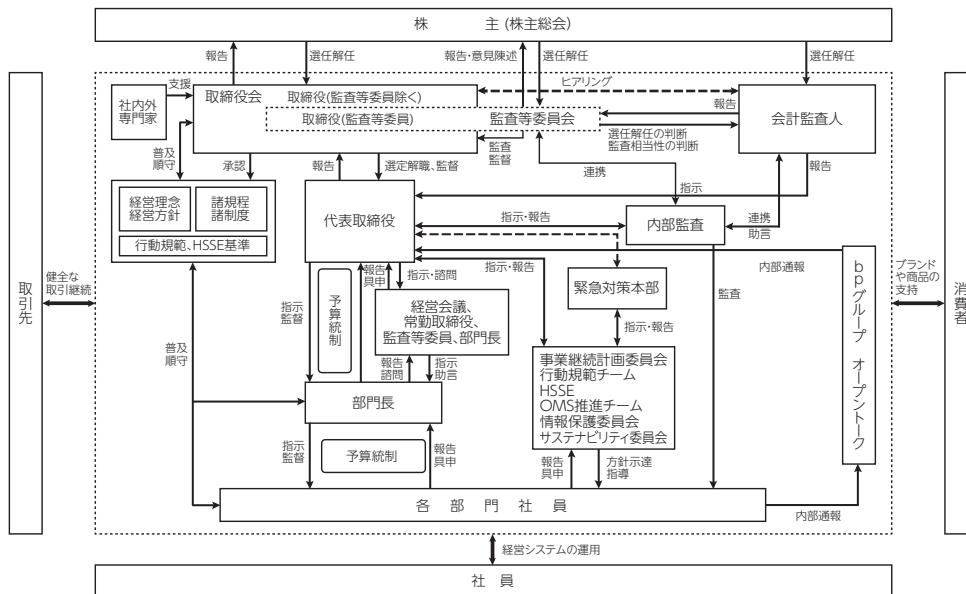
⑤ 効率的な制度

当社は、少数精鋭での効率的な経営を目指しており、また、当社の親会社であるビーピー・ピーエルシーは英国及び米国の株式市場に上場していることから、国際基準に合致した内部統制システムを運用しており、この国際基準レベルにあるbpグループの内部統制システムを有効的に活用し、少人数で効率的な制度の構築・運用を図っております。

⑥ 社外役員及び独立役員

当社は、経営監視機能を強化する観点から、社外役員の招聘が必要となった場合は、「独立性」「企業経営の経験」「企業経営に関する高度な専門知識と経験」を主な条件として、社外役員を選任いたします。各条件の個別運用基準については、社会からの要請、当社の経営環境、ステークホルダーの変遷などの諸事情を勘案し、独立性判断基準に基づき、取締役会及び監査等委員会が判断することとしております。なお、社外役員のうち独立性判断基準を満たす者は、東京証券取引所に独立役員として届け出るものとしております。

## ⑦ 内部統制システムを含む当社のガバナンス体系



### a. 取締役会

取締役会は、定例取締役会に加え必要に応じて臨時取締役会を開催しており、業務執行者による職務執行をはじめとする経営全般に対する監督機能を担い、経営の公正性・透明性を確保するとともに、法令及び定款で定められた重要事項を決議する他、取締役会規則に基づき付議事項の審議及び重要な報告を行うなど、当社の企業価値が向上するよう意思決定を行います。

また、監査等委員である取締役は、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは取締役に対して適宜意見具申を行っております。

### b. 監査等委員会

監査等委員会は、定例監査等委員会に加え必要に応じて臨時監査等委員会を開催しており、取締役の職務の執行の監査等の役割・責務を果たすにあたって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行っております。

常勤の監査等委員は、経営会議その他の当社の重要な会議体へ出席し、意見を述べる体制としております。また、内部統制システムを活用した監査等委員会監査を行い、内部監査に同席し内部監査の結果の報告を受け、必要に応じて、当社の業務執行取締役及び部門長に対して報告を求めることができる体制としております。

c. 経営会議

経営会議は、取締役及び各部門の長を構成員とし、代表取締役副社長が議長を務め業務執行上の重要事項の審議及び報告を行っています。なお、当会議は基本的に毎月1回開催することとし、常勤の監査等委員がオブザーバーとして出席し、また必要に応じて他の監査等委員も出席します。

d. インターナル・コントロール(内部監査)

内部監査担当者が、定期的に業務監査を実施し、社内規則の遵守状況や業務プロセスの監査や業務の有効性と効率性の向上を検討している。その結果、関係部署を通じて改善事項の指導を行い、また、改善状況を確認し、経営者に報告、さらに監査等委員との連携をとりながら内部監査を行っています。

e. HRフォーラム（人事委員会）

取締役人事総務部長が議長を務め、取締役等を構成員として、取締役及び監査等委員以外の重要な人事異動及び人事に関する重要事項の決定を行います。

f. BCPチーム（事業継続計画委員会）

代表取締役社長が議長を務め、HSSEマネージャーがコーディネーターとなり、各部門の代表者により構成される「BCPチーム（事業継続計画委員会）」を設置し、事業上のリスクを分析し、地震等を含む災害・緊急時に、事業を如何に継続するかについて検討し計画を策定しています。

g. 行動規範チーム

bpグループでは、役員・社員（契約社員、派遣社員を含む。）全員が、例外なく絶対に順守すべき「bp行動規範」を定め、全世界の社員がこれに基づいた業務活動を行っています。当社でも「行動規範チーム」を編成し、順守状況を定期的に確認し、徹底・日常の活動への浸透を図っています。

#### h. HSSE

bpグループが掲げる「HSSE基準」、無事故、無災害、環境への無害を目指した考えに基づき、Health/健康、Safety/安全、Security/セキュリティ、Environment/環境対策の各分野で、社会的責任を認識し事業を営む地域社会の安全とセキュリティを守ることに取り組みます。特に安全作業の確認の厳格化と社員や取引先の事故防止に注力した活動を行っています。

#### i. OMS推進チーム

bpグループが推し進めるOMS（オペレーティングマネージメントシステム）を取り入れ、安全で法令に準拠した信頼性の高い業務の遂行を最優先に考え、法令・規則の順守や情報共有の徹底を図り、それらの定期的な検証やプロセスの見直しを通じてリスク発生の未然防止・リスク管理に取り組む体制を構築します。

#### j. 情報保護委員会

個人情報を含め社内に点在する機密情報保護の順守を徹底するために、各部門の代表者から構成される「情報保護委員会」を設置しています。

#### k. サステナビリティ委員会

担当取締役が委員長を務め、サステナビリティ課題に深く係わる部門の責任者を中心に構成し、中期経営計画で設定した重要事項の課題解決に取り組み、継続的に進捗管理を実施するため設置しています。

### (2) 内部統制体制の整備に関する基本方針

#### ① 監査等委員会の職務の執行のため必要な事項

(会社法第399条の13第1項第1号ロ)

#### a. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

(会社法施行規則第110条の4第1項第1号)

監査等委員または監査等委員会からその職務を補助すべき使用人を要求された場合には、代表取締役は要求について意見を交換し、必要に応じて「専任」または「兼任」でその任に当たる使用人を指名します。

- b. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項  
（会社法施行規則第110条の4第1項第2号）  
（a）監査等委員または監査等委員会の職務の補助者として選任された使用人は、監査等委員の指揮命令下に置き、その職務に携わる期間の人事考課に関しては監査等委員が行うものとします。  
（b）当該使用人が、他の業務を兼務する場合には、兼任業務担当の取締役または部門長は、当該使用人の人事考課・異動に関しては、監査等委員と意見を交換しその同意を得るものとします。
- c. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
（会社法施行規則第110条の4第1項第3号）  
監査等委員または監査等委員会を補助する職務に当たる使用人の任命・評価・異動等については、監査等委員会の同意を得た上で決定します。
- d. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制  
（会社法施行規則第110条の4第1項第4号）  
（a）取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は、直ちに当該事実を監査等委員会に報告します。  
（b）監査等委員は、社内の全ての会議に出席することができ、全ての資料を閲覧することができます。また、その際に監査等委員から報告依頼等がなされた場合には、担当取締役・部門長・社員は監査等委員の要求に協力しなければなりません。  
（c）内部統制の諸体制についてのモニタリング結果並びに会計監査人、東京証券取引所、関係官公庁からの依頼事項及びそれに対する回答・提出書類について、担当者は監査等委員に報告します。

- e. 監査等委員会に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
(会社法施行規則第110条の4第1項第5号)  
当社は、監査等委員へ報告を行った役職員に対し、当該報告を理由として不利な取扱いをすることを禁止します。
- f. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項  
(会社法施行規則第110条の4第1項第6号)  
当社は、監査等委員がその職務の執行について必要な費用の請求を行った時は、当該費用の前払い又は債務を適正に処理します。
- g. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
(会社法施行規則第110条の4第1項第7号)
- (a) 監査等委員は、取締役会及び経営会議に出席し、当社経営状況の推移を理解し、重要な意思決定過程を監視するとともに、必要に応じて意見を表明します。
  - (b) 監査等委員は、必要に応じて代表取締役、取締役または部門長と意見交換をします。
  - (c) 監査等委員は、内部監査担当、リスク管理担当、コンプライアンス担当と連携し、必要に応じて監査・調査活動を要求します。
  - (d) 監査等委員は、会計監査人と定期的に意見・情報の交換をするとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めます。
  - (e) 取締役及び部門長は、監査等委員の役割について全社員に伝達し、監査等委員からの依頼事項に協力するように指示・指導します。
- ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備  
(会社法第399条の13第1項第1号ハ)

- a. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
(会社法第399条の13第1項第1号ハ)
- (a) 役員を含む全社員の行動基準である「bp行動規範」を再確認する作業を繰り返す仕組みを設けるとともに、定期的にその順守状況を全社的にチェックします。
  - (b) 取締役会、監査等委員会、経営会議、その他の重要会議は夫々規則に則り開催し、議事録は法令及び社内規則に則り作成・保管し、権限を持つ者はいつでも閲覧できるようにします。
  - (c) 取締役会は、コーポレートガバナンスに関する基本方針及び必要な社内規則を整備し、定期的にその有効性及び実効性を点検します。
  - (d) 取締役会は、法令の新設・改変、社会的規範の変化が発生した場合には、適時適切に情報を収集します。
  - (e) 「bpオープントーク」システムを活用し、内部通報制度を設けその有効性を確保します。
  - (f) 取締役の職務執行状況及び監督は、監査等委員会監査の実施基準に基づき監査等委員が監査します。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
(会社法施行規則第110条の4第2項第1号)
- (a) 全社の文書管理責任者を「人事総務部長」とし、責任者は「文書管理規程」を整備し、随時その有効性をチェックします。
  - (b) 文書は、法令で作成・保管が義務づけられているもの、会社の重要な意思決定及び重要な業務遂行に関するもの等適切な区分の下、その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態で、適正に保存・管理されます。
  - (c) 取締役または監査等委員その他の権限を有するものからの要請があった場合、速やかに適切な文書を閲覧できる状態にしておくものとします。
  - (d) 法令及び東京証券取引所の適時開示規則に従い、必要な情報の適切な開示を実行するため、必要かつ十分な範囲における速やかな情報の伝達機能を確保します。

- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
(会社法施行規則第110条の4第2項第2号)
- (a) 人事総務部長を主管として、全社のリスク管理活動を体系化して「リスク管理規程」を定めます。同規程は、損失の危険をもたらす業務執行に係るリスクを、総合的に認識・評価し、適切な対処を行うために運用され、リスク管理の対象となるリスクの分類及び分類された各リスクへの個別対処、リスクが顕在化した場合の適切な対応を可能とする体制を整備するものです。
  - (b) 同規程により、事業活動に伴うリスク及び偶発的に発生する可能性があるリスクに対する社員の意識高揚を図る体制を構築します。事業継続計画委員会、情報保護委員会もリスク管理の重要な活動として位置づけます。
  - (c) 同規程は、リスク認識・評価の主体、個別リスクの対処法（受容、軽減、回避）の決定の主体を明確にします。
  - (d) 運用状況の定期的なモニタリング体制を構築し、その結果を取締役会及び監査等委員会へ報告するものとします。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
(会社法施行規則第110条の4第2項第3号)
- (a) 取締役会は、経営の基本計画・事業戦略・法令で定められた事項その他経営の根幹に係る事項を決定し、取締役の職務執行その他会社の業務執行状況を監督します。
  - (b) 職務権限規程により、取締役・部門長及びその部下の責任と権限を明確に規定し、当該責任と権限に準拠して業務を執行します。
  - (c) 事業計画と目標管理制度の整合性を図り、目標達成度チェック体制を実働させ、全社的に目標に向かって邁進する体制を構築します。
  - (d) 定期的に経営会議を開催し、各部門の目標に対する進捗状況を相互にチェックするとともに、問題点については必要な検討を行い各部門に助言します。
  - (e) 職務執行に必要なかつ十分な情報・データが入手できるように、常に万全な情報システムの稼働体制を確保します。

(f) 職務執行に必要な社内外の専門家（bpグループ内の専門スタッフ、財務スペシャリスト、弁護士、弁理士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、証券アナリスト等）の支援が得られる体制を整備します。

e. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（会社法施行規則第110条の4第2項第4号）

(a) 取締役及び部門長は、会社の行動規範を自ら理解し順守するとともに、日常の活動を通して、その普及・浸透を図ります。

(b) 人事部門は、新規採用社員へ行動規範の導入教育を行うとともに、毎期末に全社員に対し順守状況の確認を行い、その結果を人事総務部長に報告します。

(c) 「行動規範チーム」は、法令の新設・改変、社会的規範の変化が発生した場合には、適宜適切な情報収集を行い、「すべき事、すべきでない事」等その変更内容を全社員に周知徹底します。

(d) 「bpオープントーク」システムを活用し、内部通報制度を設けその有効性を確保します。

f. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

（会社法施行規則第110条の4第2項第5号）

(a) 当社は、主体的に内部統制体制を構築します。但し、親会社であるbpグループが採用している国際基準レベルにある内部統制体制を効果的に活用し、常に国際基準に準じた水準を維持します。

(b) bpグループに属する企業との取引については、取引基本契約（あるいは、業務請負契約等）を締結し、市場の状況に照らし合わせて適正な取引状況を維持します。

### ③ 反社会的勢力を排除するための体制

#### a. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社では、社員が取るべき行動・態度を明確に示したものとして「bp行動規範」を策定しています。反社会的勢力などと一切関係をもたないこともこの規範のひとつであり、順守することは社員の義務です。また、新規取引先、株主等についてもその観点から確認を行うなど、公共機関、各種協議会との間で、情報収集・交換ができる体制を構築し、社会のルールに則り、反社会的勢力の排除に寄与することを当社の基本方針としています。

#### b. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、行動規範を制定し、反社会的勢力排除のための体制及び活動をコンプライアンス管理規程に定めています。説明会の実施、小冊子の配布など社員教育等を実施するとともに、新規取引開始に当たっての反社会的勢力の排除のための運用ルールを明確化しています。

また、当社は「特殊暴力防止対策協議会」の会員として活動しています。同協議会は、「警察当局」、「公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会」及び「弁護士会」との連携も深く、定例会の他、各種セミナーの開催、ビデオ等の教育資料の配布、非日常的なアプローチへの有効的なコンサルテーションを提供しており、当社にとっても重要な情報源、ノウハウの取得、非常時の支援を得られる源になっています。同協議会主催の研修会等へ参加することにより、反社会的勢力と特殊暴力の現状と対策について、情報を収集し関係部署で共有しています。

当社の社内体制の整備状況に関しては、次のとおりとします。

##### (a) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

対応統括部署：総務部

不当要求防止責任者：取締役人事総務部長

##### (b) 外部専門機関との連携状況

当社は、弁護士、特殊暴力防止対策協議会、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の外部の専門機関と連携しています。

(c) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社は、「特殊暴力防止対策協議会」の会員として、定例会の他、各種セミナー等に出席し、また、配付されるビデオ等の教育資料を入手する等、反社会的勢力に関する情報の収集・管理に注力します。

また、反社会的勢力との取引排除のための対策として、株式会社帝国データバンクの提供する「企業検索代行サービス（新聞記事検索代行）」を採用し、当社取引先等が反社会的勢力に関与しているかどうかを確認する体制を構築しています。

(d) 対応マニュアルの整備状況

コンプライアンス管理規程に具体的な体制及び活動を定めるとともに、「公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会」の研修資料から具体的な対応要領を抜粋したものを全社員に配布します。

(e) 研修活動の実施状況

対応統括部署の社員は、定期的に外部専門機関の開催する定例会や各種セミナー等に出席し、社内の教育者として活動します。社内の他部署への研修や情報提供も、管理職研修・新人研修等において、あるいはカスタマー・サポート等関連部署へ必要に応じて、適宜適切に実施します。

(3) 業務の適正を確保するための体制の運用の状況

当事業年度における内部統制システムの主な運用状況は、以下のとおりです。

取締役会は、12回開催し法令に定められた事項や経営に係る重要な意思決定、各取締役の事業計画の遂行状況やその他の業務執行状況の監督を行いました。

監査等委員会は、19回開催し監査方針・監査計画に基づき、監査に関する重要な報告を行い活発な議論を行いました。また、監査等委員は、取締役会や重要な会議に出席し、かつ、各取締役や会計監査人との間で定期的に情報交換を行うことで、取締役の職務執行の監査、法令・定款等の順守状況、内部統制の運用状況について確認いたしました。

(4) 株式会社の支配に関する基本方針

該当する事項はありません。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

該当する事項はありません。

---

本事業報告中に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

# 貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>12,530,818</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>2,586,353</b>
現金及び預金	250,226	買掛金	728,719
電子記録債権	1,500	未払金	846,992
売掛金	2,516,390	未払費用	539,014
商品及び製品	536,992	未払法人税等	292,586
原材料及び貯蔵品	43,619	預り金	10,800
前払費用	24,087	賞与引当金	155,951
短期貸付金	8,774,549	その他	12,288
未収入金	375,637	<b>固 定 負 債</b>	<b>50,860</b>
その他の他	7,813	繰延税金負債	35,968
<b>固 定 資 産</b>	<b>1,039,175</b>	その他の他	14,892
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>210,245</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>2,637,213</b>
建物	186,800	<b>純 資 産 の 部</b>	
減価償却累計額	△171,317	<b>株 主 資 本</b>	<b>10,929,114</b>
工具、器具及び備品	667,081	資本金	1,491,350
減価償却累計額	△472,319	資本剰余金	1,749,600
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>4,145</b>	資本準備金	1,749,600
ソフトウェア	1,731	利益剰余金	7,695,170
その他の他	2,414	利益準備金	189,785
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>824,784</b>	その他利益剰余金	7,505,385
投資有価証券	53,545	繰越利益剰余金	7,505,385
関係会社株式	5,200	自己株式	△7,005
破産更生債権等	10,845	<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>3,666</b>
長期前払費用	136	その他有価証券評価差額金	3,666
前払年金費用	701,600		
その他の他	64,302		
貸倒引当金	△10,845	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>10,932,780</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>13,569,994</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>13,569,994</b>

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(自 2021年1月1日  
至 2021年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	11,091,255
売上原価	5,295,935
売上総利益	5,795,319
販売費及び一般管理費	3,563,583
営業利益	2,231,736
営業外収益	
受取利息	12,378
受取手数料	11,323
受取補償金	1,595
雑収入	17,438
その他	2,207
営業外費用	
為替差損	2,638
経常利益	2,274,040
税引前当期純利益	2,274,040
法人税、住民税及び事業税	630,045
法人税等調整額	96,137
当期純利益	1,547,857

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年2月18日

ビーピー・カストロール株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 基 之  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 稲 垣 直 明  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ビーピー・カストロール株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査等委員会の監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、当期の監査方針、重点監査項目に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な調査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から、職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③ 会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないよう留意した事項及び当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年3月2日

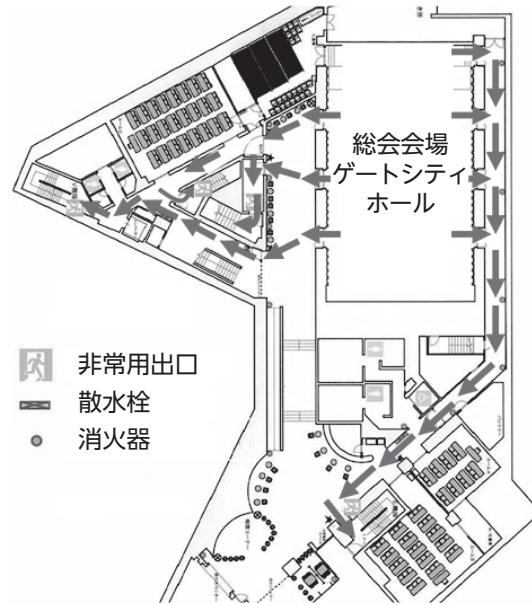
ビーピー・カストロール株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	東 松 国 明 ㊞
監査等委員（社外取締役）	松 竹 直 喜 ㊞
監査等委員（社外取締役）	望 月 文 夫 ㊞

以 上



# 避難経路のご案内



避難が必要な時には係が指示・誘導いたします。

一時避難場所：ノースガーデン（1F）

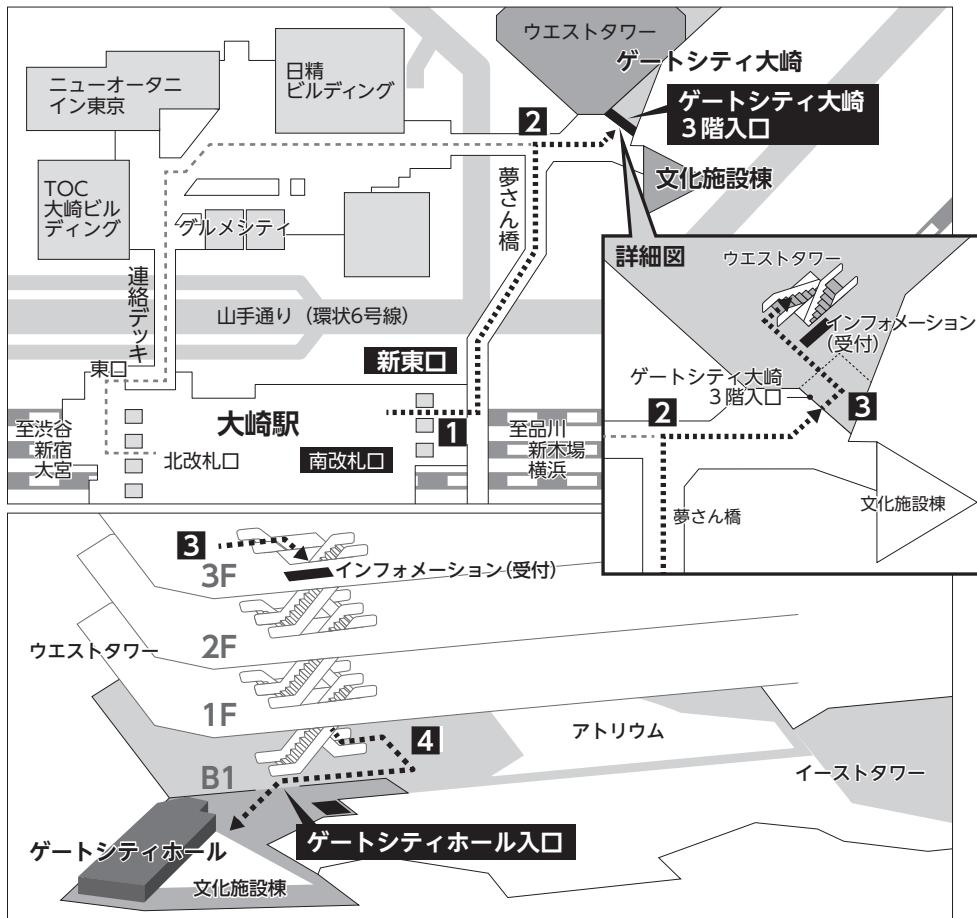
その他のお願い

災害等、不測の事態が発生した場合には、やむを得ず議事進行に変更が生じる場合がございますので、あらかじめご了承ください。また、ご来場の際には上掲あるいは会場内の避難通路のご案内もご確認いただきますようお願い申し上げます。ご理解・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都品川区大崎一丁目11番1号  
 ゲートシティ大崎 文化施設棟 地下1階 ゲートシティホール

交通：JR山手線、埼京線、湘南新宿ライン、東京臨海高速鉄道りんかい線  
 「大崎駅」下車、新東口(南改札口)より徒歩2分



- ゲートシティホールへは、右記①～④の手順でお進みください。
- ① 大崎駅南改札口を出て左手、夢さん橋方面へお進みください。
  - ② 夢さん橋を渡りきり右手のビル(ゲートシティ大崎)入口よりお入りください。※3階となります。
  - ③ 入って左手正面のインフォメーション(受付)裏エスカレーターで地下1階までお降りください。
  - ④ 地下1階で降りて右手後方へお進みいただくとゲートシティホール入口となります。

## (新型コロナウイルスへの対応について)

ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。  
 ご来場の際には、会場に設置している消毒液をご利用いただきましてから会場にお入りくださいますようお願い申し上げます。

※株主総会ご出席者へのお土産は取りやめさせていただきました。  
 何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

UD  
FONT

VEGETABLE  
OIL INK

見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。  
 地球環境に配慮した植物油インキを使用しています。